

公益社団法人日本臨床腫瘍学会 表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人日本臨床腫瘍学会（以下「当学会」という。）の定款第4条第1項第7号に基づき、表彰に関する事項を定める。

(表彰の種類)

第2条 当学会の表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) Annals of Oncology 賞
- (2) 奨励賞
- (3) その他、理事会が相当と認めた賞

(選考)

第3条 理事会は、第2条の表彰の内 Annals of Oncology 賞および奨励賞の選考を、原則として毎年行う。

- 2 理事会は、前項の選考のために、選考委員会を設置して、受賞候補者の推薦を諮問することができる。
- 3 選考委員会の設置および運営に関する事項は、理事会がこれを定める。
- 4 選考に関する基準その他については、理事会がこれを定める。

(決定)

第4条 理事会は、第2条の受賞者を決定する。

- 2 理事会は、選考委員会による受賞候補者の推薦がある場合には、その推薦内容を充分斟酌して前項の決定を行うものとする。

(表彰)

第5条 各賞の受賞者には、総会時に賞状ならびに副賞を授与する。

(規程の変更等)

第6条 この規程は、理事会の決議によって変更又は廃止することができる。

附則

この規程は、2015年6月1日より実施する。

Annals of Oncology 賞に関する内規

第1条

本賞は、Annals of Oncology 賞と称する。

第2条

本賞は、臨床腫瘍学に関する研究振興を目的として、Annals of Oncology に優秀なる業績を発表した本学会員に授与するものとする。

第3条

本賞は、賞状ならびに副賞よりなる。副賞は、本学会の運営費より拠出される。

第4条

本賞は、本学会総会において理事長より授与されるものとする。

第5条

本賞は、下記の要領により、毎年1件選考される。

1. 本賞の対象者は、Annals of Oncology に掲載された原著論文において、筆頭著者または代表著者である日本人本学会員とする。
2. 本賞の対象は、起算日を1月1日とする過去3年間に Annals of Oncology に掲載された原著論文とし、その質と、対象期間末日時点の引用数の双方を加味し選考する。
3. 原著論文は、個人研究または共同研究のいずれでもよい。
4. 一度本賞を授与された論文は、選考から除くものとする。ただし、授与されたものとは別の論文が対象であれば、同一会員が複数回受賞することは可能である。
5. 受賞者は、本学会総務委員会において選考され、理事会において決定される。

第6条

本賞に関する事務局は、日本臨床腫瘍学会事務局とする

附則

1. この細則は、2015年6月1日より実施する。
2. 2015年7月15日この細則第5条2項を改定、附則3を追記し、2015年7月16日より実施する。
3. Annals of Oncology 賞に関する内規の英語版を以下のとおり定める。

Regulations concerning the “Annals of Oncology Award”

Preamble:

The objective of the award is to encourage members of the Japanese Society of Medical Oncology (JSMO) to submit articles to the journal Annals of Oncology for publication and to increase the rate at which articles submitted by Japanese researchers are accepted for publication by the journal.

The following regulations shall govern the award:

Article 1.

The name of the award shall be the “Annals of Oncology Award.”

Article 2.

Candidates shall be JSMO members, namely, experts in medical oncology, who have published an outstanding article in the Annals of Oncology journal with a view to promoting research on medical oncology.

Article 3.

The award itself shall consist of a certificate of merit and an additional prize. The certificate of merit and the additional prize shall be bestowed by the JSMO.

Article 4.

The award shall be presented by the president of the JSMO at the Annual meeting.

Article 5.

The award shall be presented to one researcher each year.

5-1. The recipient must be a Japanese author (first or corresponding) of a manuscript that has been published by the Annals of Oncology.

5-2. All candidate manuscripts shall be judged in reference to both the quality of their contents and the number of citation received within the three years immediately prior to December 31 in the year before the nomination.

5-3. Manuscripts representing both individual and collaborative research shall be eligible for the award.

5-4. Any manuscript that has previously been presented with the award shall be excluded from consideration for future awards. A recipient, however, shall be eligible for the award more than once as long as the award to be presented is for

a different manuscript from the one that has previously been selected for the award.
5-5. The selection process shall be conducted by the JSMO General Affairs Committee.
The winner shall be approved by the Board of Directors.

Article 6. The Secretariat of the JSMO Headquarters shall manage the award.

奨励賞に関する内規

第1条

本賞は、奨励賞と称する。

第2条

本当該年度の学術集会における応募演題のうち、優れた研究発表を示した40歳未満（学術集会会期末日の満年齢）の若手研究者に、その発展を奨励するために授与される。

第3条

本賞は、賞状ならびに副賞よりなる。副賞は、本学会の運営費より拠出される。

第4条

本賞は、本学会総会において理事長より授与されるものとする。

第5条

本賞は、下記の要領により選考される。

1. 受賞対象者は演題登録時に奨励賞の選考対象となることを選択する。
2. 受賞対象者は選考希望演題のポスターを作成する。
3. 学術集会プログラム委員会が採点し、上位20～30演題を学術企画委員会に推薦する。
4. 学術企画委員会は学術集会プログラム委員会より推薦された演題からさらに10演題程度を選考し、選考結果を理事会に報告する。
5. 受賞者は理事会において決定される。

第6条

本賞に関する事務局は、日本臨床腫瘍学会事務局とする。

附則

この規程は、2015年6月1日より実施する。

学会賞に関する内規

第1条

本賞は、日本臨床腫瘍学会賞と称する。

第2条 趣旨

本賞は、臨床腫瘍学領域における研究開発からその臨床応用分野の研究に長年取り組み、多大な研究成果をおさめた者、またはそれらの発展に特に功績のあった者に授与するものとする。

第3条

本賞は、賞状及び副賞よりなる。副賞は、本学会の運営費より拠出される。

第4条

本賞は、本学会総会において理事長より授与されるものとする。

第5条

本賞は、下記の要領により選考される。

1. 日本臨床腫瘍学会の15年以上の正会員歴があること。
2. 理事・監事・功労会員・協議員のいずれかの推薦を必要とする。
3. 原則として毎年1名を表彰するものとする。
4. 一度本賞を授与された者は、選考から除くものとする。
5. 受賞者は、賞等選考委員会で選考され、理事会で決定される。

第6条

本賞に関する事務局は、日本臨床腫瘍学会事務局とする。

附則

1. この内規は、2022年9月1日より実施する。